令和　６年（ケ）第　　７２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年　３月２４日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　伊　藤　祐　加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年　４月　８日から 令和　８年　４月１５日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年　４月２２日　午前１０時００分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年　５月１３日　午前　９時５０分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却実施期間	令和　８年　４月３０日　午前　９時００分から 令和　８年　４月３０日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年３月２４日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和６年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 910, 000 1, 528, 000	一括	382, 000	28, 327	0
1	1, 320, 000				
2	590, 000				
備考					

令和　６年（ケ）第　　７２号

物　件　目　録

１　所　　在　　田原市西山町中里

　　地　　番　　１０２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９９１．７３平方メートル

２　所　　在　　田原市西山町中里　１０２番地

　　家屋　番号　　１０２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　５０．２２平方メートル

　　（附属建物）

　　符　　号　　１

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　木造スレートぶき平家建

　　床　面　積　　３６．４２平方メートル

令和　６年（ケ）第　　７２号

物　件　明　細　書

令和　７年　８月１２日
名古屋地方裁判所豊橋支部
裁判所書記官　伊　藤　祐　加

１　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

２　売却により成立する法定地上権の概要
なし

３　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

４　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
Ｃが北側約１０平方メートル（概測）に自動車を駐車して占有している。同人の占有権原の存在は認められない。
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

５　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
隣地（地番１０３番２、１０３番３、１０１番２、１０１番１）との境界が不明確である。

《　注　　意　　書　》

１　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

２　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記

載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　６年（ケ）第　　７２号

物　件　目　録

１　所　　在　　田原市西山町中里

　　地　　番　　１０２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９９１．７３平方メートル

２　所　　在　　田原市西山町中里　１０２番地

　　家屋　番号　　１０２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　５０．２２平方メートル

（附属建物）

　　符　　号　　１

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　木造スレートぶき平家建

　　床　面　積　　３６．４２平方メートル

令和 6 年(ケ)第 72 号

令和 6 年 11 月 7 日受理

令和 7 年 5 月 2 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 岩 尾 正 昭

令和　６年（ケ）第　　７２号

物　件　目　録

１　所　　在　　田原市西山町中里

　　地　　番　　１０２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　９９１．７３平方メートル

２　所　　在　　田原市西山町中里　１０２番地

　　家屋　番号　　１０２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　５０．２２平方メートル

　　（附属建物）

　　符　　号　　１

　　種　　類　　物置

　　構　　造　　木造スレートぶき平家建

　　床　面　積　　３６．４２平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　■その他の者　土地所有者が本件土地上に下記建物を所有して，その他の者が本件土地の北側約10㎡（概測）に自動車を駐車して占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本件建物を空き家の状態で占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 □ある　保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物配置図（概略）のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用（単独））

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■北側約１０㎡（概測）
占有者	■C
占有状況	■駐車場（物件１）　□通路 □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫　□寄宿舎

■関係人（■B（物件１，２所有者の長女）■C（占有者））の陳述／□提示文書の要旨

占有権原		□賃借権　□使用借権　■無権原
占有開始時期		平成２４年９月ころ
最初の契約等	契約日	平成　　年　　月ころ
	期間	平成　　年　　月ころから　□平成　　年　　月　　日まで　　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	平成　　年　　月ころから　□平成　　年　　月　　日まで　　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者□その他の者（　　）
	借主	□占有者　□その他の者（　　）
賃料・支払時期等		毎月金　　円（毎年　　月　　日限り　　年分を　　して支払） □前払（　　分　　円） □相殺（　　分　　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		
執行官の意見		□上記のとおり　□下記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■　B（物件１，２所有者の長女）	（書面及び電話回答要旨） 1　私は，物件１，２の所有者であるＡの長女です。Ａは，施設に入所していますが，体調がすぐれないため，回答書は，Ａから聞き取りをして，私が代筆しました。 2　物件２は，現在，空き家の状態です。 3　物件２に雨漏りや水回りの不具合があるのか等については，分かりません。 4　物件２を増改築したことがあるのか等については，分かりません。 5　物件２でペットを飼ったことはありません。 6　物件１が隣地と境界等の争いになったことがあるのか等については，分かりません。 7　物件１，２が大雨等の災害で被害に遭ったことがあるのか等については分かりません。 8　Ａから，物件１の一部を駐車場として貸している，という話を聞いたことはありません。
■　C（物件１占有者）	1　私は，平成２４年９月ころから，物件１の北側付近に私が所有する自動車を駐車しています。 2　物件１の北側付近に自動車を駐車するにつき，物件１の所有者であるＡに許可を得たことはありません。無断で駐車しています。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　物件１，２の占有関係は，関係人の陳述及び執行官の現況等から，２～３枚目に記載のとおりと認められる。

2　物件１は，物件２の敷地となっている。物件１は，北側及び南側が道路に接面している。物件１の北西角，南西角，南東角及び北東角には，いずれも一見して境界杭等を認めることができなかった。物件１の東側の一部は，コンクリート塀で囲まれているが，物件１と１０３番２の土地との境界，物件１と１０３番３の土地との境界，物件１と１０１番２の土地との境界及び物件１と１０１番１の土地との境界は，いずれも不明確である。

3　物件２の主である建物のホールの床が腐食して崩落している。

4　物件２の主である建物は及び符号１の附属建物は，建築後約６４年が経過しており，著しく朽廃している。

5　物件２の符号１の附属建物の物置３の天井が崩落している。

6　物件２の符号１の附属建物の東側壁面が崩落している。

7　物件２の符号１の附属建物の東側部分に蔦等の雑草が繁茂している。

8　物件２の符号１の附属建物は，建築後約６４年が経過しており，著しく朽廃している。

9　物件１の南側部分に雑草，雑木等が繁茂している。

１０　物件１の南東側境界付近に電柱がある。

１１　Ｃが物件１の北側境界付近に自動車を駐車している。関係人の陳述等から，Ｃの物件１の占有権原は，無権原であると思われ，Ｃの物件１の占有範囲は，簡易計測の結果，北側約１０㎡（概測）と認定した。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年11月21日（木） 14:40-15:00	目的物件所在地	物件確認，写真撮影（外観），占有状況調査
7年1月15日（水） 9:10-9:20	名古屋法務局豊橋支局	登記関係書類取得
7年1月15日（水）	（郵便）	住民票取寄（田原市役所）
7年1月15日（水）	（郵便）	占有照会等（物件１，２所有者）
7年1月28日（火） 13:40-13:50	（電話）	回答書の内容の確認等（B）
7年2月7日（金） 13:20-14:50	目的物件所在地	（立入調査）間取確認，写真撮影（屋内外），評価人同行
7年2月10日（月）	（郵便）	改製原戸籍取寄（田原市役所）

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日

債務者兼所有者の抵抗が予想されたため，立会証人を立ち会わせて執行した。施錠されていることが予想されたので，解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和７年２月７日

本件建物は，全戸不在であったため，立会証人を立ち会わせ，本件建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図（概略）

90-17
90-18
90-10
91-6
91-10
91-9
91-8
91-7
91-5
市道
154
92
物件2建物（主）
物件2建物（附1）
差掛け
103-2
物件1土地
103-3
101-1
113
市道
158
電柱
102
101-2
114
115

（　6　枚目）

建物間取図（概略）

物件2建物（主）

物件2建物（附1）

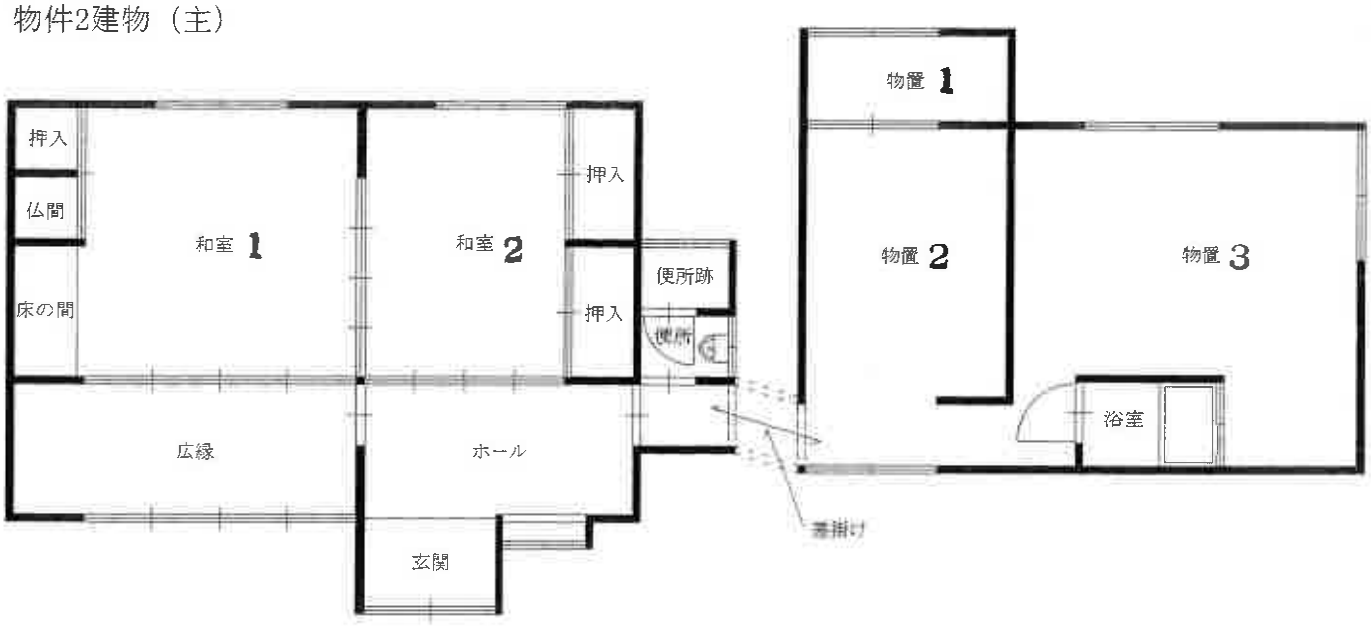

物件２（符号１の附属建物）　物件２（主である建物）

①屋外の状況

物件１

物件２（主である建物）

②屋外の状況

物件１

③屋内の状況
和室１
（主である
建物）

④屋内の状況
ホールの床
の状況
（主である
建物）

物件２（符号１の附属建物）

⑤屋外の状況

物件１

物件２（符号１の附属建物）

⑥屋外の状況
（東側から撮影）

物件１

⑦屋内の状況
物置３
（符号１の
附属建物）

⑧屋内の状況
浴　室
（符号１の
附属建物）

⑨屋内の状況
物置３の天井
の状況
（符号１の
附属建物）

物件２（符号１の附属建物）　　物件２（主である建物）

⑩屋外の状況
東側壁面の
状況
（符号１の
附属建物）

上　　申　　書

名古屋地方裁判所
豊橋支部　御中

令和　８年　２月１３日

評　価　人
不動産鑑定士　小笠原貴洋

評　価　書

事件番号 令和６年（ケ）第７２号の既提出の評価書につき、下記事項を考慮した鑑定評価額を後記のとおり再評価致します。

１　差押不動産の評価のために必要とする関連不動産の調査を含む
２　前回の期間入札・特別売却において買受けの申出がなかった事実

第１　評価額

一　括　価　格	
金１，９１０，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金１，３２０，０００円
物件２（建物）	金５９０，０００円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は、物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
１	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	田原市西山町中里 １０２番 宅地 ９９１．７３㎡	「同左」
２ （主）	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床面積	田原市西山町中里　１０２番地 １０２番 居宅 木造かわらぶき平家建 ５０．２２㎡	「同左」
２ （附１）	（附属建物） 符　　号 種　　類 構　　造 床面積	 １ 物置 木造スレートぶき平家建 ３６．４２㎡	「同左」
番号	特　記　事　項		
	なし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南西方道路距離約２３．４ｋｍ（附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	農家住宅を主体に一般住宅等も見られる既成地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化調整区域
	用途地域	―
	建蔽率	６０％
	容積率	２００％
	防火規制	―
	その他の規制	観光開発計画区域、渥美半島県立自然公園普通地域、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積　９９１．７３㎡ 間口　約２７．０ｍ、奥行　約３６．４ｍ 形状　長方形	
接面道路の状況	北東側現況幅員約４．５ｍ舗装市道及び南西側現況幅員約４．５ｍ舗装市道とほぼ等高接面する二方路地である。（北東側道路及び南西側道路は建築基準法上の道路である）	
土地の利用状況等	物件１土地は、物件２建物の敷地等として利用されている。	
供給処理施設（敷地内引込の有無を基準としている）	上水道	引込可（特記事項記載のとおり）
	ガス配管	なし
	下水道	なし（特記事項記載のとおり）
土壌汚染の可能性の調査	目視では土壌汚染等の形跡は見られず、又、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設としての届出もない。過去の住宅地図、閉鎖登記簿謄本等によれば、旧来から宅地としての利用であるが、土壌汚染の可能性リスクは不明であるため、汚染の有無等の確認には専門職による調査が必要である。	
特記事項	・本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域外である。 ・本件土地の南西側道路沿いに電柱が設置されている。 ・北西側隣接地及び南東側隣接地との境界は不明確であり、境界の確定には専門職による調査が必要である。 ・担当課（田原市水道課）に確認したところ、北東側道路に上水道管が埋設されているが、本件土地への引込管のデータがないとの回答であった。また、目視では上水道のメーターや浄化槽等を確認することができなかったため、本件土地への上水道の引込管や浄化槽の有無等の確定には専門職による調査が必要である。 ・マップあいち（水害情報マップ）によれば、本件土地は昭和５１年５月の洪水及び令和５年６月の洪水の浸水実績の区域内に位置するとともにマップあいち（津波災害情報マップ）によれば	

	津波災害警戒区域内に位置することから水害の危険性を有する。 ・本件土地の北側に第三者が自動車を無断に駐車している。（詳細は「現況調査報告書」記載のとおり） ・本件土地の南側部分に雑草や雑木が繁茂している。 ・本件土地は市街化区域線引前の宅地であるが、建物の建築の可否等については担当課（田原市役所建築課）に確認する必要である。

2　建物の概況及び利用状況
（物件２・主である建物）

区　　分	主である建物 ＜家屋番号１０２番＞
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　：昭和３６年月日不詳新築 経　過　年　数　　：約６５年 経済的残存耐用年数　　：経済的耐用年数を満了している
仕　　様	構　　造 木造 屋　　根 瓦 外　　壁 カラー鋼板等 内　　壁 塗壁等 天　　井 化粧合板等 床　　畳等 設　　備 電気、給排水等 そ の 他 ー
床面積(現況)	登記数量と同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間　取　り　（附属資料「建物間取図（概略）」のとおり）
品　　等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特記事項	・屋根や壁、床、建具の損傷等、建物各所の劣化が著しく、通常の使用は困難である。 ・東側の差掛けで囲まれた部分を通じて附属建物符号１と相互に出入り可能である。 ・建築年よりアスベスト含有建材等を使用している可能性を有するが、詳細は専門職による調査が必要である。 ・建物内に便所があるが、給排水等の状況については詳細不明のため専門職による調査が必要である。

（物件２・附属建物符号１）

区　　分	附属建物 ＜符号１＞
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（課税上）　：昭和３６年月日不詳新築 経　過　年　数　：約６５年 経済的残存耐用年数　：経済的耐用年数を満了している
仕　　様	構　　造 木造 屋　　根 スレート 外　　壁 カラー鋼板等 内　　壁 塗壁等 天　　井 化粧合板等 　床　　フローリング等 設　　備 電気、給排水等 そ の 他 －
床面積（現況）	登記数量と同じ
現況用途等	現況用途 物置 間　取　り （附属資料「建物間取図（概略）」のとおり）
品　　等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」の記載のとおり
特記事項	・屋根や壁、床、建具の損傷等、建物各所の劣化が著しく、通常の使用は困難である。 ・西側の差掛けで囲まれた部分を通じて主である建物と相互に出入り可能である。 ・建築年よりアスベスト含有建材等を使用している可能性を有するが、詳細は専門職による調査が必要である。 ・建物内に浴室があるが、給排水等の状況については詳細不明のため専門職による調査が必要である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地　積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ
1	8,650	1.02	991.73	0.90	7,880,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　田原（県）－4

公示価格等　　時点修正　　標準化補正　地域格差　　標準画地価格

7,350 円／㎡ × 98.8／100 × 100／100 × 100／84 ＝ 8,650 円／㎡

（上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ない。

◇地域格差：街路条件、交通・接近条、環境条件格差等を考慮。

イ　個別格差：二方路地1.02

ウ　地積：登記数量による。

エ　建付減価：地上建物の存在による減価率を現況から見て10%と査定。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号		再調達原価（円／㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物価格（円）ア×イ×ウ
2	主	121,000	50.22	0.01	60,000
	附１	110,000	36.42	0.01	40,000
合計					100,000

ウ　現価率：耐用年数を超えた建物であり、維持管理の状態等に基づきいずれも減価率を1%と査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

（1）土地利用権等価格

番号	建付地価格（円）ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）ア×イ
1	7,880,000	0.30	法定地上権	2,360,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

（2）内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円）ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）イ	占有減価修正（円）ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）{(ア±イ)-ウ}×エ×オ
1	7,880,000	−2,360,000		0.40	0.60	1,320,000
2	100,000	＋2,360,000	0	0.40	0.60	590,000
一括価格（合計）						1,910,000

ウ　占有減価修正：必要なし。
エ　市場性修正：第4の特記事項及び前回売却時に買受の申出がなかったこと等を考慮して、上記のとおり査定した。
オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性及び再評価であること等を考慮した。

第６　参考価格資料

地価調査価格　田原（県）－４
所　　在：田原市伊良湖町長切２３４４番１０
価　　格：７，３５０円／㎡
位　　置：豊橋鉄道渥美線「三河田原」駅の南西方道路距離約２６ｋｍ
価格時点：令和７年７月１日
地　　積：５１５㎡
供給処理施設：水道
接面街路：南西３ｍ市道、南東側道に接面
用途指定等：市街化調整区域（建蔽率６０％，容積率２００％）
地域の概要：農家住宅を主体とした古くからの住宅地域

第７　附属資料の表示

1　位置図
2　付近案内図
3　公図写
4　建物図面・各階平面図写
5　土地建物配置図（概略）
6　建物間取図（概略）
7　現況写真

以　上

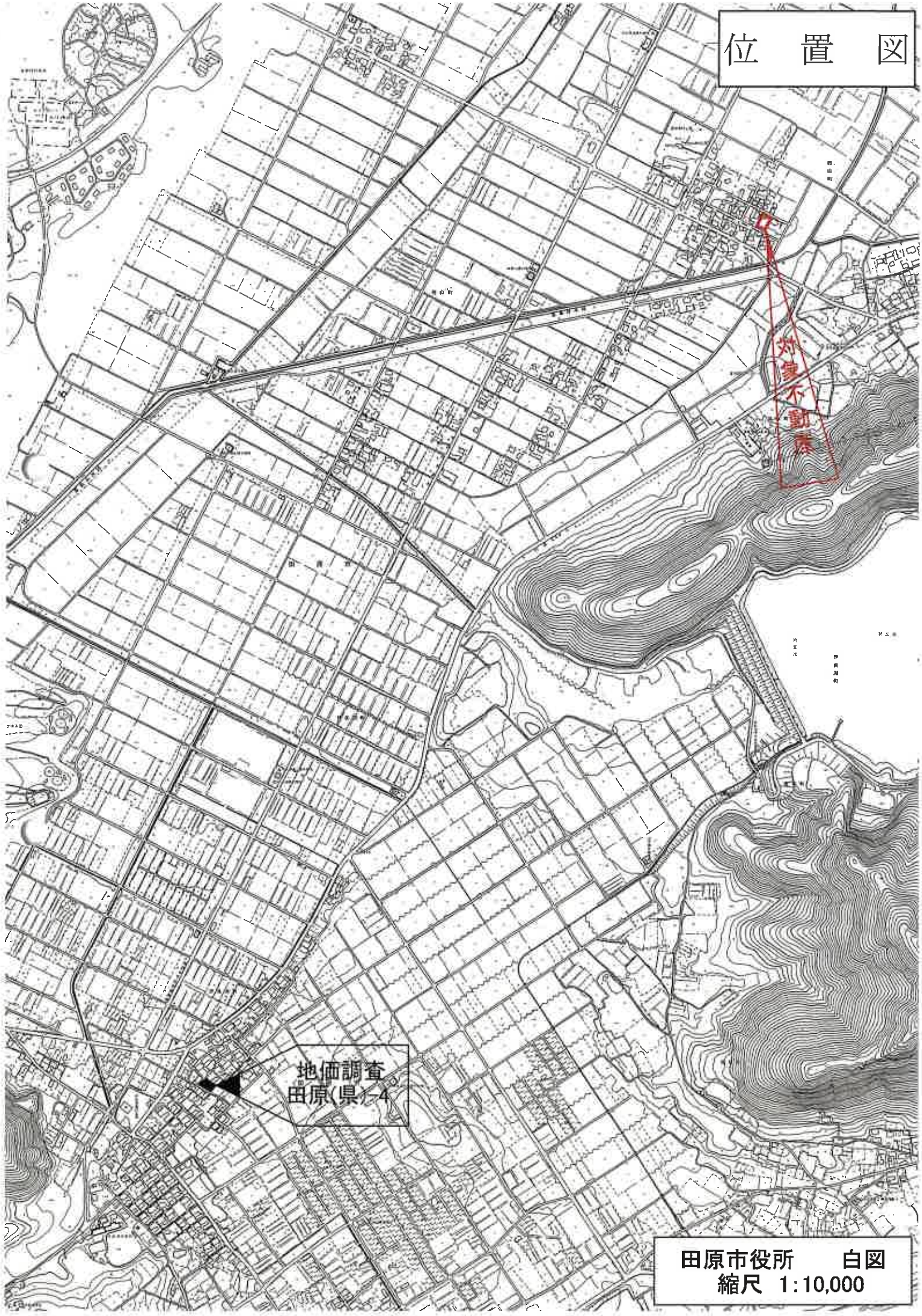
位　置　図
対象不動産
地価調査
田原(県)-4
田原市役所　　白図
縮尺　1:10,000

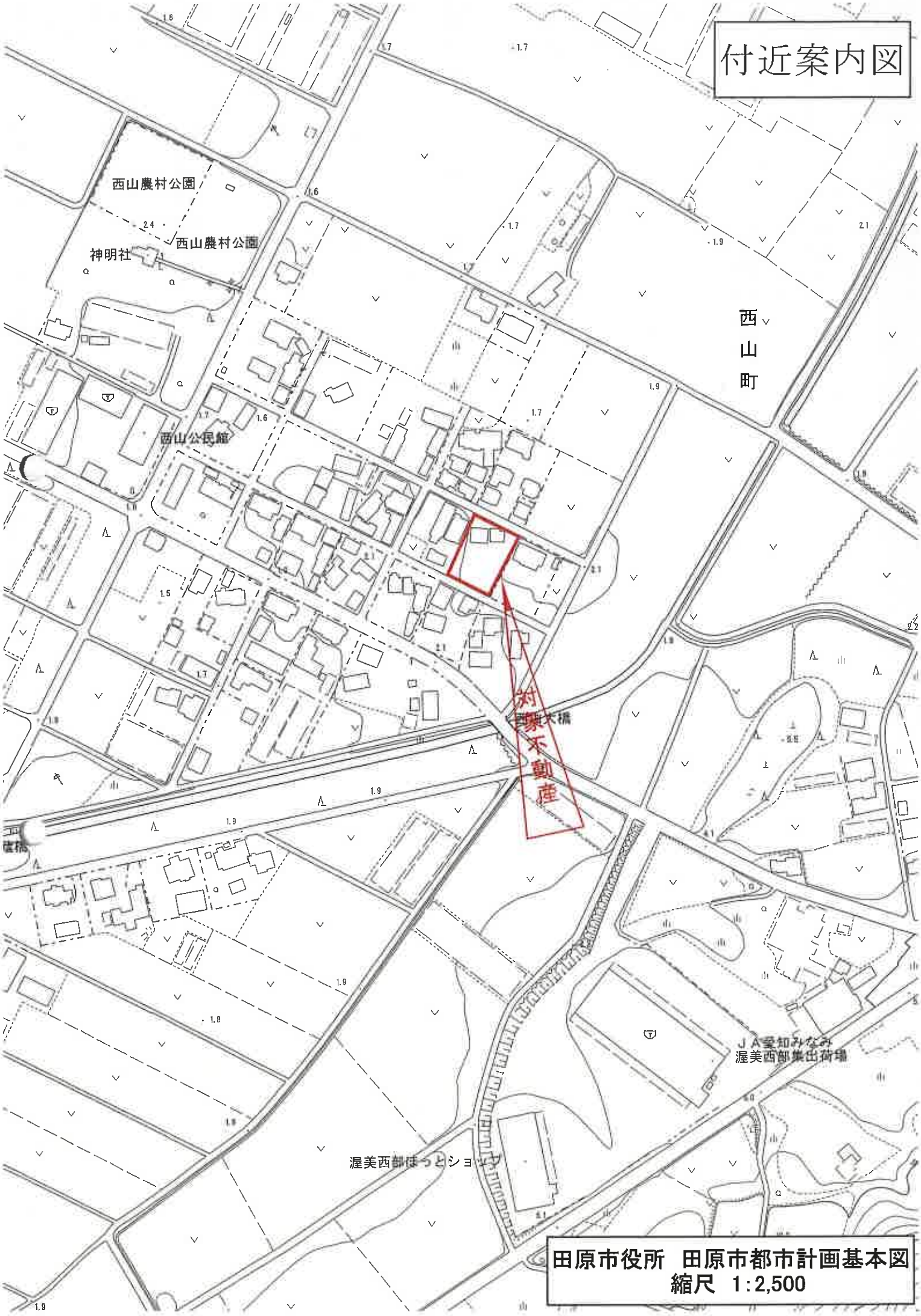

田原市役所　田原市都市計画基本図
縮尺　1:2,500

請求部分	所在	田原市西山町中里				地番	102番		
出力縮尺	1/1200	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日	昭和39年4月24日			備付年月日(原図)				補記事項	

登記年月日：平成18年7月3日

9350084

建物図面
各階平面図

家屋番号	102
建物の所在	田原市西山町中里１０２番地

主たる建物

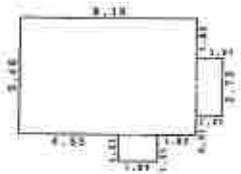

求積表

8.19	x	5.46	= 44.7174
1.82	x	1.21	= 2.2022
1.21	x	2.73	= 3.3033
		計	50.2229

床面積　50.22m²

附属建物（符1）

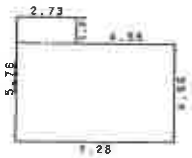

求積表

2.73	x	1.21	= 3.3033
7.28	x	4.55	= 33.1240
		計	36.4273

床面積　36.42m²

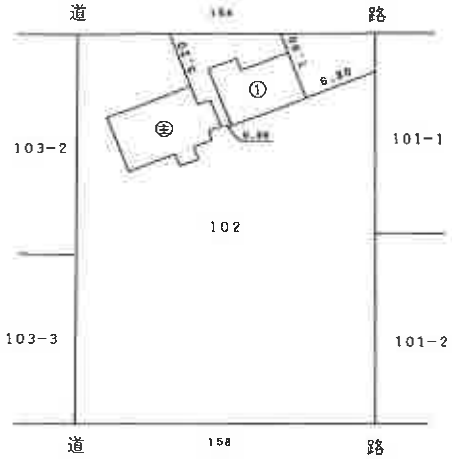

18.7.3

A４判に縮小

（会員専用）

作成者	[redacted]（18年 6月 2[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

表示年月日：2026/02/03

土地建物配置図（概略）

N
90-17
90-18
90-10
91-6
91-10
91-9
91-8
91-7
91-5
市道
154
92
物件2建物（主）
物件2建物（附1）
差掛け
103-2
物件1土地
103-3
101-1
113
市道
158
電柱
102
101-2
114
115

建物間取図（概略）

物件2建物（附1）

物件2建物（主）

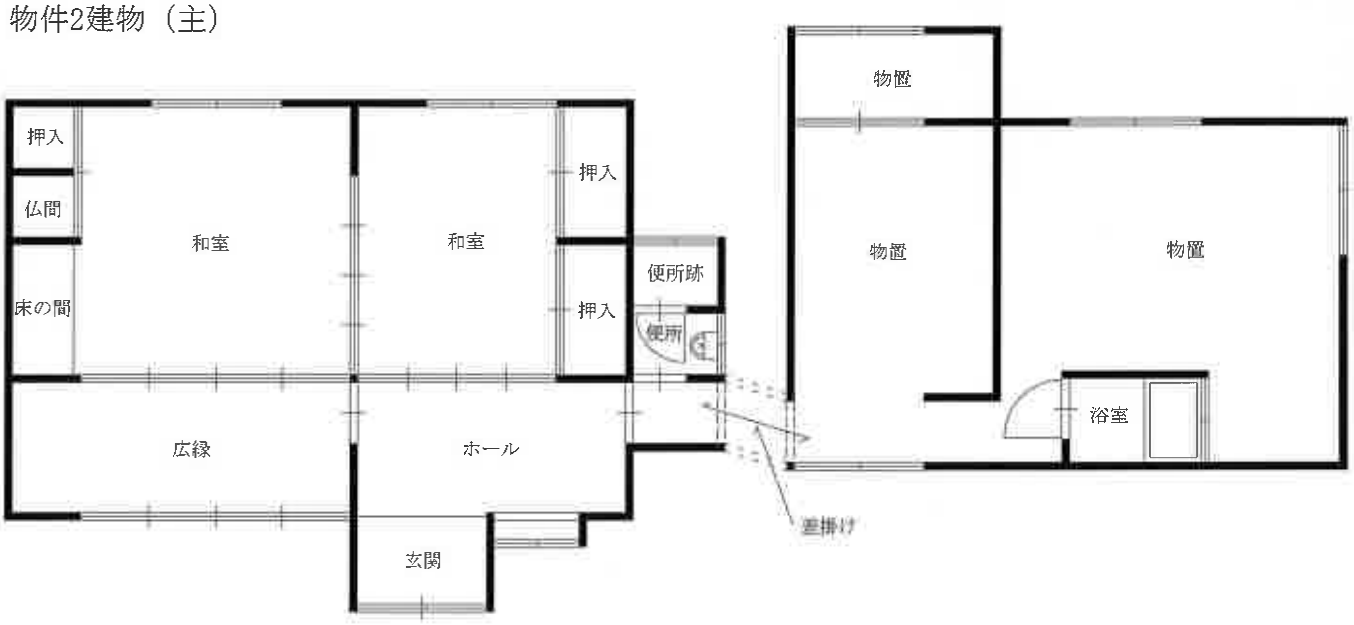

物件２建物（附１）

写真番号　1

物件２建物（主）

物件１土地

写真番号　2

物件１土地